



同	郡塙町	川上三 川上四	同
同	郡会津坂下町	牛川第一・第二 牛川第三・中村	同
同	河沼郡湯川村	下樽川 石伏 上樽川	同
同	大沼郡会津美里町	本郷第一 本郷第二	同
同	東白川郡矢祭町	金沢 宝坂 小田川 下関河内 上関河内 大拱 高野	同
同	耶麻郡北塩原村	大塩第六	同
同	同 郡西会津町	上野尻第三	同

(農村計画課)

福島県告示第二百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成二十五年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十一日認可した。

平成二十五年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第二百九十号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称  
一級河川阿武隈川水系桜川
- 二 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 三 河川管理施設的位置  
田村郡三春町字山崎一番一地从先から同郡同町字山崎四番一地从先まで

- 四 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 三春町長 鈴木 義孝 田村郡三春町字大町一番二号
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 維持管理の範囲については、関係図面のとおり。
- 3 原則として道路占用施設に係る災害復旧
- 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第八十号)又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路占用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の公使を除く。)
- 六 管理の期間  
平成二十五年三月二十六日から道路の存続する日まで

(河川計画課)

公 告

公告第百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年四月八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島住まい・まちづくりネットワーク
- 三 代表者の氏名  
難波 和彦
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市希望ヶ丘五十九番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、①東日本大震災による震災・津波被害や原子力災害等を受けた自治体に対して、復興を目指した住まい・まちづくりの支援事業を行なう②東日本大震災による震災・津波被害や原子力災害等を受けた市町村民に対して、生活再建を目指した住まいの支援事業を行なう③福島県内で復興活動に従事する建設設計者・施工者に対して支援事業を行なう、の3つを設定し、住まい・まちづくりを通して福島県の震災復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

## 公告第百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年四月八日

二 名称

特定非営利活動法人あじさい

代表者の氏名

室 正輝

四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市鶴見坦一丁目二番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で援助を必要としている幼児から高齢者そして障害をもっている人たちに対して、生活を支援し、認め合い支え合う事業を行うことにより、豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

（文化振興課）

## 公告第百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファンズ中丁店 福島県伊達郡川俣町字中丁二十四番地の二ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千八百二十平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成二十三年三月十二日

五 届出年月日  
平成二十五年四月九日

六 届出をした者  
株式会社運喜

（商業まちづくり課）

## 公告第111号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年4月19日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
コピー用紙A4（2,500枚入） 予定数量26,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額  
1箱当たり1,020円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年2月12日

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、  
公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十五年四月十九日

福島県立美術館長 早川博明

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 株式会社東北装美
- 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（総務課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年三月十五日付け号外第十三号中

三下	三	技能職員	技能職員
----	---	------	------

○平成二十五年三月二十六日付け号外第二十六号中

三上	後ろか ら一	技能職員	技能職員
----	-----------	------	------

○平成二十五年三月二十九日付け号外第三十三号中（原稿誤り）

四	後ろか ら一七	177件	117件
---	------------	------	------